

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)  
知事メッセージ

令和4年1月25日  
青森県危機対策本部

**新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

本日、政府において、まん延防止等重点措置の適用について青森県を含む18道府県を追加することなどが決定されました。

そして、本県では、まん延防止等重点措置を講ずるべき区域を弘前市とし、具体の措置内容を決定しましたので御報告いたします。

まず、現在の感染状況ですが、これまでにないスピードで新規感染症患者が増加し続け、クラスターも頻発しています。特に、弘前市では、ここ1週間の新規感染症患者が500人を超えるなど、突出して感染が拡大しており、その抑え込みが急務となっています。

こうした感染状況が継続すると、保健・医療提供体制のひっ迫などが懸念されることから、本県のレベル分類について、昨日、対策を強化すべき「レベル3」に引き上げたところです。

次に、まん延防止等重点措置についてです。

先ほども申し上げましたが、対象区域は弘前市とし、期間は1月27日から2月20日までとします。また、特別措置法に基づく県民及び事業者の皆様方への協力要請としては、

○弘前市内の宅配・テイクアウトを除く飲食店においては、営業時間を5時から20時までの範囲内とし、酒類の提供を行わないこと。

ただし、あおもり飲食店感染防止対策認証制度の認証店については、店側の判断で酒類も提供できること。

- 結婚式場、カラオケボックス等についても、食品衛生法上の営業許可を受けている場合は、飲食店と同様の取扱いとすること。
- 飲食店等においては、同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること。
- 県民の皆様方も、20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- 大規模な集客施設においては、「入場者の整理等」「入場者へのマスク着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置」を行うこと。などとなります。

なお、営業時間短縮等の要請に関し、要請対象の飲食店等で当該要請に応じていただいた皆様方に対しては、協力金を支給することとし、本日、当該協力金に係る補正予算を専決処分いたしました。

その申請・交付事務や飲食店の見回りについては、弘前市の全面的な御協力をいただき、連携して対応していきます。

弘前市以外の市町村においては、既にお知らせしているとおり、1月20日から2月28日までの期間、感染拡大防止のための対策を強化しているところであり、現在の対策を継続して実施することといたします。

今般、弘前市を対象区域とするまん延防止等重点措置を講ずることとなりましたが、現時点では感染症患者で医療が必要な方への診療はしっかりとできている状況と認識していますので、弘前市民の

皆様、そして周辺の市町村の皆様も、まずは冷静に受け止めていただきたいと思います。

その上で、感染が拡大しているオミクロン株に対しても、基本的な感染防止対策が有効であると言われていています。密集・密閉・密接のどれか一つでも感染する可能性があるので、「密」そのものを避けるように心掛けてください。

### 「STOPオミクロン」

県内では、既に感染拡大防止のための対策を強化しており、県民の皆様方に御不便をお掛けしているところです。また、弘前市に対してまん延防止等重点措置を適用すると、弘前市民の方々には、更なる御不便をお掛けすることになるものと存じます。

しかしながら、現状の感染拡大に歯止めが掛からなければ、医療がひっ迫し、さらには、日常生活を営む上で必要な社会機能を維持・確保できなくなるおそれがあります。

何としてもこうした事態を回避するために、県としても、引き続き全力で取り組んでいきます。県民の皆様方におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。